

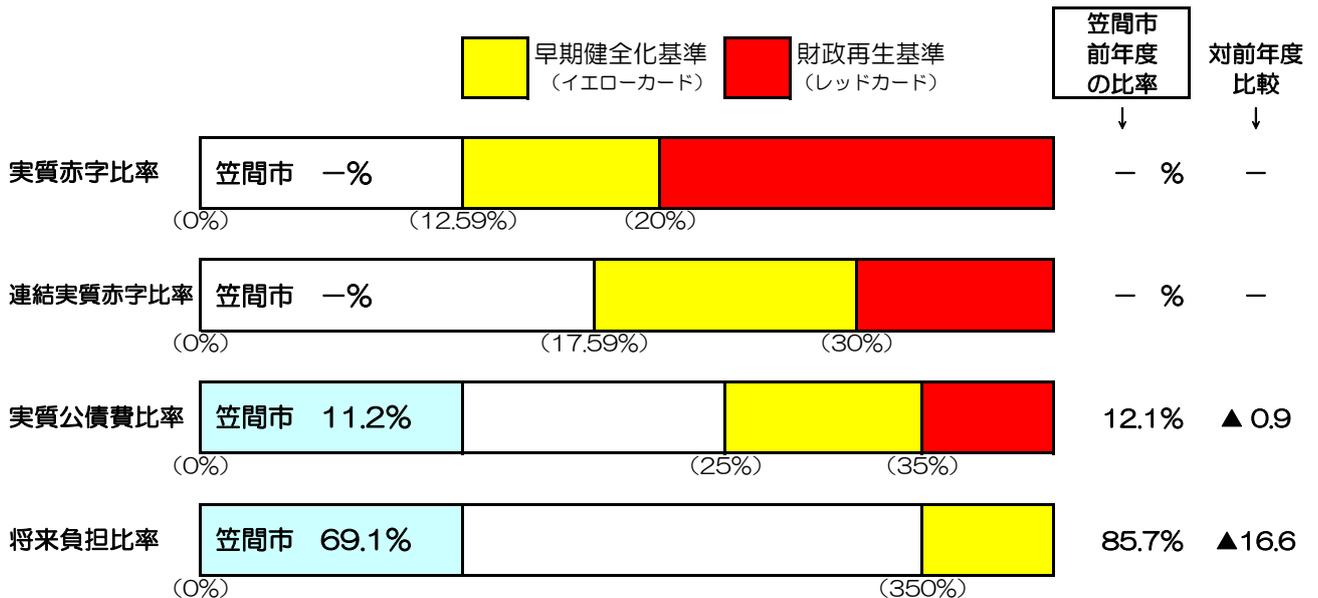
平成23年度決算における財政健全化判断比率について

財政健全化判断比率

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）」が制定されました。

財政健全化法では、「早期健全化基準」と「財政再生基準」の2段階の基準で財政悪化をチェックするとともに、特別会計等も合わせた連結決算により、地方公共団体の財政状況をより明らかにしています。

平成23年度決算における財政健全化法による4つの指標とは以下のとおりです。なお、笠間市の財政状況において、すべての比率で基準を下回っています。



財政の健全度を判断するには、以下の4つの指標で判断します。

(1) 実質赤字比率

普通会計（一般会計）の赤字の程度を指標化し、財政経営の悪化の度合いを示すものです。

(2) 連結実質赤字比率

全会計（一般会計 + 特別会計等）の赤字や黒字を合算し、笠間市全体としての財政経営の悪化の度合いを示すものです。

特別会計等とは、国民健康保険、介護保険、公共下水道事業、岩間駅東土地区画整理事業、病院事業、水道事業など。

(3) 実質公債費比率（3カ年平均）

借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、借入金の返済による財政負担の程度を示すものです。（全会計+笠間地方広域事務組合などの一部事務組合等が対象）

(4) 将来負担比率

一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。（全会計+一部事務組合+第三セクター等が対象）

※早期健全化基準：この基準以上となった場合は、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事への報告、また、毎年度その実施状況の議会への報告、公表が必要となります。

※財政再生基準：この基準以上となった場合は、財政再生計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き地方債の借り入れができなくなります。